

報道資料

令和4年2月28日(月)

福祉医療部 医療政策局 地域医療連携課 担当:大西・野坂
電話:0742-27-8653(ダイヤルイン)内線:3110、3111

新型コロナウイルス感染症の院内感染事案（クラスター事案）の発生について （生駒市立病院第2報(最終報)）

生駒市立病院において、入院患者 13 名、職員 12 名 計 25 名の感染が判明しました。

感染状況からクラスターが発生したと考えられます。感染拡大の原因は、職員の患者に接する際の感染防御が不十分であったためと推定しています。当該医療機関では、職員への PPE(個人用防護具)の着脱手技及び手指消毒の徹底などの再発防止策を講じたところです。

また、病棟の職員及び入院患者に健康観察を行ってきましたが、健康観察期間が終了し、新たな感染者の発生は確認されていないことから、当該医療機関における院内感染事案は終結し、本日(2月 28 日)から、生駒市立病院はすべての病院機能を再開します。

1 発生場所

生駒市立病院（所在地 生駒市東生駒 1 丁目 6 番地 2）

2 感染者の概要(合計 25 名)

- ・経緯:入院病棟A 2月8日に1例の感染を確認。濃厚接触者等の検査結果から 24 例の感染を確認。
- ・感染者内訳:入院患者 13 名、職員 12 名(看護師 11 名、事務員1名)
(男性8名、女性 17 名)
20 代3名、30 代4名、40 代4名、50 代2名、60 代1名、70 代2名、80 代6名、90 代3名
※第1報(令和4年2月 16 日)以降、新たに入院患者 1 名の感染が判明しています。

3 県の対応

- ・入院患者の健康観察の徹底と発熱等患者発見時の早期検査実施を指示

4 病院の対応(2月 28 日 10 時時点)

- ・関係箇所の消毒実施
- ・病棟 A の入院を休止(2月 8 日～2月 27 日)
- ・救急患者受入を制限(要入院患者(かかりつけ患者を除く)の受入休止)
(2月 8 日～2月 27 日)

感染症法第 16 条第 2 項による個人情報保護の観点から、個人情報については、特定されることのないよう、格段のご配慮をお願いします。また、関係者等への取材はご遠慮ください。